



自転車指導啓発重点路線（秋田中央警察署）



令和4年5月



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 歩道は、歩行者優先！**
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は禁止！**
片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！**
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

警察では、自転車運転者の交通違反に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な行為に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 並進して走行
- ライト無灯火

【重点路線】 県道秋田天王線、県道秋田停車場線

➤ 選定理由

- ・ JR秋田駅周辺には商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車関連事故が多発（令和3年中 合計：25件）
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望が多い。

重点路線 